

竹原市総務文教委員会

令和元年9月12日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第46号 竹原市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第47号 竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案
- 3 議案第49号 竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第52号 竹原市消防団条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第56号 令和元年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

(その他)

- 1 今後の所管事務調査について
 - (1) 次回委員会の開催について
 - (2) 閉会中の継続審査の申出について

(令和元年9月12日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
松 本 進	出 席
吉 田 基	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
井 上 美 津 子
川 本 円
堀 越 賢 二
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	岡 元 紀 行
財 政 課 長	向 井 直 毅
危 機 管 理 課 長	堀 信 正 純
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏
水 道 課 長	松 岡 俊 宏
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
教育委員会教育振興課長	堀 川 ちはる
教育委員会学校教育課長	吉 本 康 隆

午前9時56分 開会

委員長（今田佳男君） 開会前に委員長から申し上げます。

前回の定例会から、委員会審査を原則1回として行うこととなっております。審査の流れといたしましては、各議案の説明、一問一答による質疑応答後、質疑を一旦保留して委員間討議の場に移っていただき、この場面において会議規則第117条の規定による委員外議員の発言の申し出、またその諾否を決定するほか、議案について今後の審議の方向性等委員間で協議を行います。委員間討議の結果、委員外議員の発言をも含め改めて質疑を再開する必要がある場合には、必要な説明員を入室させ、質疑を再開いたします。委員間討議または再質疑の結果、これ以上の質疑が必要ないことが確認できましたら説明員を入室させ、各議案について個別討論、個別採決を行ってまいります。

また、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第3回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長からの発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めましておはようございます。

本日は、委員長をはじめ委員の皆様方におかれまして、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本日は、議案の第46号、47号、49号、52号、そして議案56号の一般会計の補正予算議案など5議案につきまして説明させていただきますので、慎重な審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

ここで、傍聴の許可申請が出ております。中国新聞の山田記者より傍聴の許可申請が出ております。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、許可いたします。

それでは、議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、総務企画部提出議案である議案第52号、議案第56号、公営企業部提出議案である議案第49号、教育委員会提出議案である議案第46号、議案第47号の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

また、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第52号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長。

危機管理課長（堀信正純君） 議案第52号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

提出議案資料では31ページ、議案参考資料では35ページから37ページになりますので、そちらの方をごらんいただければと思います。

この条例の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、消防団員の欠格条項を見直すものでございます。

内容につきましては、議案参考資料37ページの新旧対照表の方を見ていただければと思います。

第5条を見ていただきますと、主には欠格条項第5条、（1）の成年被後見人または被保佐人の削除、（3）の免職を懲戒免職への改正など所要の改正をするものでございます。

なお、施行期日については公布の日から施行しようとするものでございます。

条例の概要説明については以上となります。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に参ります。

議案第56号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、9月定例会に上程をいたしております補正予算案について御説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしております令和元年度9月補正予算案概要に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページからでございます。

このたびの補正予算案の概要といたしましては、災害の発生予防、拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策に要する経費や、次期総合戦略策定に当たり、人口ビジョンの時点修正を行うために必要な経費のほか、平成30年度に実施した各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから、それに対応するための経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,239万2,000円を追加し、総額を136億1,182万円とするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の追加を行う内容となっております。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費において追加計上を行うもので、その個別の具体的な内容につきまして3ページ以降の主な事業内容で御説明をさせていただきますので、まず3ページをお開きいただければと思います。

まず、総務費、企画調査に要する経費につきまして、人口ビジョン策定支援業務委託料150万円を追加計上いたすものでございます。内容といたしましては、平成27年10月に作成をいたしました竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンについて、令和元年度が第1期総合戦略等の最終年度となることから、国の動向に合わせ第2期を策定をいたすことといたしておりますが、そのうち2060年までの人口ビジョンについて、平成27年度の国勢調査を踏まえた人口推移の時点修正を行うために必要な経費を計上するものでございます。財源については、一般財源でございます。

続きまして、総務費、市税、過年度償還金等に要する経費について、過年度償還金及び加算金360万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、大規模法人の法人市民税に大きな還付金が生じ、当初予算に不足が生じたため、予算の追加が必要となったものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次に、民生費及び衛生費、障害福祉事務に要する経費などについて、国県支出金返還金4,349万5,000円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、平成30年度に実施いたしました各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となった事業の主なものにつきましては、障害者福祉費については重度訪問介護等利用促進市町支援事業、また児童福祉総務費につきましては子ども・子育て支援事業、生活保護総務費につきましては生活保護事務に要する経費、また健康増進対策費につきましては後期高齢者人間ドック及び後期高齢者検診事業などでございます。財源については、一般財源となります。

次に、4ページをお開きください。

民生費、子ども・子育て支援事業に要する経費について、朝ごはん推進モデル事業に係る施設修繕費129万6,000円の追加計上を行うものであります。朝ごはん推進モデル事業につきましては、子どもたちの朝食を食べられる環境を整備することにより、確かな学力と学力に必要な生活習慣を身につけてもらい、子どもの能力と可能性を高めるため、広島県朝ごはん推進モデル事業を活用し、竹原西小学校で実施することとし検討を進めておりますが、当該事業の実施に向け、空き教室への流し台設置、給排水設備工事等の施設修繕を行うものであります。財源につきましては県支出金で、歳出予算額全額に対し充当されるものであります。

続きまして、農林水産業費、農業振興対策に要する経費について、農業次世代人材投資資金補助金150万円の追加計上を行うものであります。農業次世代人材投資資金補助金につきましては、新規就農者の定着を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、新規就農のための資金を補助金として交付するもので、現在市内に3名の方がこの補助金を活用しておられますが、新たに1名の新規就農者が見込まれることから予算の追加を行うものであります。財源については県支出金で、歳出予算全額に対し充当されるものであります。

続きまして、農林水産業費、緊急自然災害防止対策に要する経費について、測量設計委

託料2, 000万円の追加計上を行うものでございます。こちらにつきましては、またカラー刷りで1枚物でまた別紙補足資料をつけさせていただいておりますので、こちらと合わせてごらんをいただければと思います。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、このたび国において防災インフラの整備を推進するため、国庫補助事業の要件を満たさない、地方が単独事業として実施する事業を対象として新たな起債が設けられたものであります。

この起債を活用し、災害の発生予防、拡大防止を目的として、起債の要件に該当する3つの事業、毛木樋門改修、吉崎排水機場除塵設置、築地第1排水機場ポンプ改修事業について、実施に向けての測量設計を行うものでございます。こちらの起債につきましては、添付資料につけさせていただいたとおり、財政措置として元利償還金に対する交付税措置が70%と従前に比べて有利な起債となっております。財源につきましては、歳出予算全額に対し起債で充当するものでございます。

続きまして、5ページでございます。

土木費、緊急自然災害防止対策に要する経費について、測量設計委託料2, 000万円、新設改良工事費3, 000万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、先ほど農林水産業費の緊急自然災害防止対策に要する経費において説明をさせていただきました新たな起債を活用し、災害の発生予防かつ拡大防止を目的として、水ヶ谷川、南中条川、西宝器川、高山川に係る緊急砂防下流流路整備事業を実施するための測量設計を行うとともに、毛木川、郷川等の河川浚渫を行い、インフラの防災強化を図るものでございます。財源については、歳出予算全額に対して起債を充当するものでございます。

次に、教育費、学校運営に要する経費について、講師報償60万1, 000円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、教員の働き方改革の一環として教員の部活指導に係る時間を軽減するとともに、経験のない競技などの指導による心理的な負担の軽減を図ることを目的とするもので、現在各部活動においては必要に応じ教員のサポート役として部活動指導員を配置いたしておりますが、活動日数や遠征活動が多く、担当教員の負担が大きい部活動について、大会への生徒の引率等、部活動指導員の活動範囲を拡大することにより担当教員の負担軽減を図るもので、拡大する活動範囲に応じ、部活動の指導員の報酬単価を1日当たり3, 700円から5, 100円に改定するものでございます。財源につきましては、県支出金を40万6, 000円充当し、残りを一般財源とする

ものであります。

次に、教育費、文化財保存事業に要する経費について、町並み保存事業、町並み保存助成金40万円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、西方寺普明閣登り口の階段、及び舞台の一部に破損が確認され、修理が必要であることから必要な予算を計上するものであります。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の2分の1、県支出金を8分の1充当し、残りを一般財源とするものでございます。

以上が歳出予算案の内容となります。

済みません、1ページにお戻りをいただければと思います。

歳入予算の補正予算の説明でございます。

歳出の説明にあわせまして特定財源につきましては触れさせていただきましたので、国庫支出金等の内容につきましては説明を省略させていただき、繰越金につきましては平成30年度の決算剰余金のうち、基金に積み立てを行った額を除いた残額を全て予算計上を行っております。財政調整基金繰入金を681万9,000円減額し、最終的な収支の均衡を図っているものでございます。

続いて、繰越明許費の補正の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

平成30年度公共土木施設災害復旧事業について、今後発注する復旧工事について、工期が来年度にわたるものについて繰り越しを行うものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。道の駅たけはら指定管理料について、当該施設の管理期間及び限度額について定めるものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わらせていただきます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

山元委員。

委員（山元経穂君） 補正予算書の12ページの企画費で、企画調査に要する経費で人口ビジョン策定支援業務委託料150万円とありますが、これは一体どんなことを委託しようと考えてらっしゃいますか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 委託につきましては、このたび総合戦略、また人口ビジョンの時点修正を行うということとなっております。その中で人口ビジョンのいわゆる人口動態の時点修正について、こちらにつきましてはいわゆる人口変動の3要素、出生、死亡、

移動、こういったものを踏まえたコーホート要因法というような方法で算出が必要となり、その際には生存率の設定でございませうとか、移動率の設定を行うなどの専門的な作業が求められるということから、全体の中でほぼ職員により総合戦略、また人口ビジョンの時点修正というのは行う予定にはしておりますが、この部分について専門的な作業が求められるということから、ここを委託をするというような内容となっております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 今答弁で専門的作業ということでありましたが、一体どんなところへこの専門的作業を委託しようと考えていますか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、これから業者については公告をさせていただきますまして入札という作業で行うこととなっておりますが、予定といたしましては、そういったコンサルタント会社がございませうので、そちらが主に委託先となるであろうというふうに今考えております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） コンサルタント会社に出すって、専門的な要素も含むといいますが、これ人口動態って一定程度うちの市役所、本市でつくるわけにはいかないのですか。そんなに、前の人口ビジョンを見ても、大幅なものに改訂するとか大幅なページ数で今度改訂人口ビジョンをつくるという話であればまたちょっと別かもしれませんが、県とかも人口動態の数字を一応出してくれてるわけですね。必ずしも委託する必要があるのかどうか、ちょっと私は疑問に思っているのですが、その辺についてお願いします。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

先ほども財政課長が説明申し上げましたように、今回のビジョンにつきましては、人口動態、具体的には人口移動、出生数あるいは死亡数等を踏まえて具体的な推計をするわけです。本市においては、昨年度総合計画を作成して、その中でも人口動態の推移というのを推計しているところでありますので、より経費が安くなるというか、効果的な予算執行になりつつも、より国の今回の方針に沿った形で人口ビジョンを策定するように努めてまいりたいと思います。繰り返しになりますが、予算の執行は効率的にするということが大前提に考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私もさっきの山元さんのものと質問が重複するところもあるのですが、データを確かに1期目につくって4年余り、40数年という長いスタンスの分のデータを1回、1期でつくっているわけですから、確かにそれは、4年の分が前提でちょっと減っている、いろんなさっき言った3つの要素が変わってくるというのは、それは四十数年の長いスタンスでやっているわけですから、これだけ150万円も使ってというのは、私は今の山元さんと同じ意味で、今財政が厳しいと言われるなら余りその意味が、4年の違いを何でそこでやる必要があるのかなということなのですけど。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） 御指摘がありましたように、トレンドとしては減少傾向というのは変わらず同じ傾向であるとは思いますが、先ほど申しましたように、人口動態とか専門的なところが多いので、そこは市がやるべきところと業者がやってもらうところというのを役割分担しながら、出すところは最小限にしながら、執行段階で効率的な予算執行をしてまいりたいと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） さっきの答弁もなかなか納得が難しいなということだけはちょっとつけ加えておきたいと思いますが、次の2項目めの質問に入りたいと思いますが、先ほど緊急自然災害防止事業の関係で報告がありました。

これで後詳しい説明があるのかもわかりませんが、大枠だけ聞きたいのは、今の樋門の関係の分と河川の関係が測量設計をやって緊急にやるよということだったのですが、この緊急自然災害防止対策事業の中には、砂防法なんかで入っていますがけ崩れとか、砂防三法がありますけれども、例えばがけ崩れなどはこの事業の中には入っていないのかどうかをちょっと確認したいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの補足資料に記載させていただいております過去の対象施設というような中で、護岸、堤防、排水機場、水門、樋門、ダム等に係る河川の浚渫、こういったものが対象事業に含まれておりまして、またこれは補助事業については対象外、当初説明させていただきました、いわゆる地方単独事業に対してはこの事業の対象と

ということになりますので、砂防とかということになりますとこの国庫補助事業が主に対象になる、さらにこういった河川と農業施設というものがこの事業の対象ということになりますので、そういった中で現在対象となり得る事業について精査した結果、今回補正として、この今提案させていただいている事業を今回させていただくということで御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員，ちょっと待ってください。今，これですよね，主には。

委員（松本 進君） 予算上は，さっき言った23ページの補正予算の樋門の分と25ページの緊急対策の事業に関わって，これは資料がたまたまここにあるから聞いているんですけど，私は今言われた分で，砂防三法の中に特にながけ崩れなんかいろいろ関わって質問しているものですから，その中の一つになるのですけども，その中に補助事業の分と単独事業の分がありますよね。ですから，今言われたような単独事業の場合は確かにお金が要るから，私は，計画してから計画的に早目に何カ年でやるというのがすばらしいし，こういうせっかくの対象事業があるなら，それに当てはまる単独事業で緊急に必要な自然災害の防止対策というのがその事業に入ってるかどうかを確認したかったのです。入っていたら，単独事業が入ると言われるから，砂防法なんかも入れて，確かにお金が要ることですから一遍にやれとはなかなか難しいかもわからないけれども，一つはこういう計画の中に対象になるなら組み込んで，計画的にやっていくということで，単独事業でながけ崩れをやるのがいっぱいあるわけですから，そこは入っているのではないかなということで，もう一回答弁をお願いします。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 済みません，先ほどもちょっと触れさせてはいただいたのですけども，この対象施設というのが河川と農業施設という形になっておりますので，この対象となるものが現在提案をさせていただきましたいわゆる樋門でありますとか，河川でありますと浚渫というような事業を今回上げさせていただいているということで，砂防については今のところこの対象としては考えていないというふうに聞いております。

委員（松本 進君） もう一回，正確に。

いろいろ考えは考えで確かにあると思うのですが，私が今もう一回だけ確認しますが，この緊急対策事業の中に単独事業である砂防法の中のながけ崩れ，これは入っているか入っていないかを確認したかったのです。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 今現在はこちらの対象施設としては、砂防については入ってないというふうに認識をいたしております。

委員長（今田佳男君） 松本委員，もうよろしいですか。

委員（松本 進君） はい，いいです。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 災害が一段落，去年の12月で延長して補助対象事業ということで，今回この樋門とか河川の補正ということで，交付税の対象になりますよという，大体おおむね全体的には一定の目途はついたというふうに，庁内も落ちついてるし，そんな感じがあるのですが，実態は，これからも曖昧な災害の土砂が崩れて，いろんなところかなりあるのではないかなという想像しているのです。私も知ったところで何カ所があるし，市内全域といったらかなりある，これが単市でやっていくということが可能かどうかとかいろんな問題点があると思うのです。そこら辺は今後どのようにしていくのかなという，整理が本当につくのがいつごろか，それまでどういう対応をしていくのかとか，ちょっと難しい中でもそういうことに対処していきますよという，災害に対する竹原市の姿勢というものが必要だと思うのですが，そこら辺はどう受けとめているかということをお聞きしておきます。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

本市におきましては昨年度，災害復旧・復興プランというのを策定しておりまして，そのプランの中でソフト，ハードの事業について再来年，3年間で実施するという事となっております。しかしながら，今県の方，あるいは国の方におきましては，うちも該当するとは思いますが，業者や技術者が不足しているといったような課題があります。そういった中で，なかなか難しいとは思いますが，現時点では来年度の目標ということで今掲げて頑張っているところであります。しかしながら，さっき申しました課題がいろいろございますので，そこは議会の方にも今後情報提供しながら頑張っていきたいと思っておりますので，どうかよろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） やっぱり課題いっぱいあると思うのです。ずっとほじくり出していたら単市では到底厳しいなという。だから，その悩みというのは一定の理解はするわけ

なのですが、さりとて誰も手をつけない。

幾つか聞いているのですが、それも今の制度の中での対応しかできないということもわかるのですが、ちょっと工夫が足りないという、よその市の対応なんかは市外からでも工事を受注してもらおうとか、業者が減ってきたという体質的な問題を竹原市は抱えているのですが、そういう中でもやはり何とかしなければならないことの中で、もう少し改善していくというか、努力、そういうものがあってもいいような、外野というのか、執行部でない立場からすれば感じております。ひどい話も聞いているけど、そういうことはあるだろうなということも仕方ないなという、災害という一つの大きな今までにない経験だから、やむを得ないにしても、しかし手をつけたくない仕事はいつまでも誰も手をつけないということがおきかねないという、積算の問題とかいろいろあるかもわからないが、やはりそこは工夫して、もう少しよそからでも来てもこの仕事はやってもらおうとかという考え方というのか、それを変えていく必要も、ずるずるずるずるいい仕事だけはやっていきます、悪い仕事は残していくということは、大体聞いていると思うのよ、言わないだけで。だから、業者が少ないという一つの条件下の中で悩まなきゃいけないということも理解はしております。

だから、そこをやっぱり、副市長、できる範囲でも努力していく必要が、これでだめならこうしてやっていけるようにしようというのがやっぱり上層部の一つの判断というのか、実効性のある行政というものに近づけると思うのですけどね。そこはちょっと念を押すというか、お願いをしておきます。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） 先ほど御指摘ございましたけども、今回の災害復旧については被害が甚大であったことということで、課題がたくさんあるということは重々議員の御指摘のとおりだと思います。

具体的に申しますと、行政としての財源確保に始まって、あるいは行政としての体制、あるいは業者の確保に向けた積算の見直しとか様々な課題があります。こうしたことについて、必要なことについては県とか国に要望してまいるとともに、庁内におきましても改善について取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） これぐらいにしておきます。

だから、やっぱりやってもらいたいという、いろんなところからのお話というのは伝達

しておくということで、質問とさせていただきますという。

次に、いってもいいですか。

委員長（今田佳男君） はい、いいです、どうぞ。

委員（吉田 基君） 次は、朝の給食、この間も総務文教委員会で福祉部長からいろいろ聞いて、ちょっとよく、唐突だったのでわからない点多々あるのですが、これはとりあえず1カ所ということですよ。それで、一定の期間を区切ってやっていくわけでしょう。そして、これがいいということになれば、竹原だけではなくて北部も忠海も吉名も皆やるのかなとか、そうすると他市との状況の把握とかいろいろな中で継続的にできるかどうかという、ちょっとそこら辺を懸念。ここでいいものはよそでもやって、同じ市内でということが必ず起きるのよね。児童クラブがあるでしょ、1個ずつずつと、こういうこともやっぱりここがやってここがやらないって。交流センターがあるだろう。その前は公民館とっていたが、やってないところもある、ずっと前の市長からずっといくら言われてもやらないという、だから、同じことが出てくることなのよ。

だから、それはどのように捉えてやるかというのは、県の方の、置いてきぼりはしないという、いわゆる弱者に対してできるだけことはしていくという理念というものは、試験的にやってみる、これはよくわかる。ただ、県との中で、そういう市長会でも県との行政懇談会でもそこはやっぱりきちっと念を押しておくという、よかったら県が一定の補助を出して、そういうことを県から市で末端の基礎自治体としてやっていかななくてはいけないということになると、それは大事なことにならないかという懸念をしているのですよね。そこらあたりに、先のことだからそれはわからない面もあるし、そこらをどのように考えておられるか、ちょっと聞いておこうかなという。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 市内での今後の取組という御質問だというふうにも今理解をしております。

一旦この竹原西小学校で行うこの朝ごはんの事業というのは、あくまで県のモデル事業ということで、県からの補助が今年度限りというふうにお聞きいたしております。

今後の取組につきましては、このモデル事業を実施する中での効果検証というのをやる中で、また他地域への拡大というのも今後検討していくということになるろうかと思えます。その際に、やはり課題となるのが、この朝ごはん事業を実施するに当たって、ボランティアの方にこの朝ごはんをつくって用意していただくというところがこの事業の肝にな

っておりますので、まずはそういった地域にボランティアでやっていただける方がいらっしやるかどうかというところも含めて、今後の拡大というものは検討されるものというふうに考えております。

また、このモデル事業が終了後につきましても、これは県の方がこの食材を提供していただく事業者とは協定を結んでおられますので、ここの部分については引き続き来年度以降もこういった食材については無料で提供いただけるというふうにお聞きしております。

また、それが他地域へ……。

委員（吉田 基君） よろしいです。

財政課長（向井直毅君） よろしいですか。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 僕が言いたいのは、結局一旦やったら、そういう細かいことは市民の皆さんはわからないでしょという、だからやらざるを得ないからやるのか、いやいいことだからやって検証してやっていくのか、そこが大事ないわゆる分岐点というのか、この事業というのはちょっとそういう可能性を持っているという。だからそれは副市長、よくよく考えて、本当のモデル事業だけだったらやらない方がいいわ。あめ玉1個で後くれくれと言ってくれなかったら、かえって波風を立てるようにならないかと。いいことに決まってるよね。誰も、給食だってそうやったのよ。僕らの時はないのよね。皆家で弁当つくって、家に食べに帰ったり、だからそこは原点として捉えたら給食だって全部やっているでしょ、今。中学校も一時なかって、ずっと中学校給食もするようにたしかやっているから、やらざるを得ない、やる方がいいに決まってるのよね。これもそういうふうなことになっていくから、やる以上、やはりそのことを一定の考えを整理した上できちっとやっていく。やらなかったらどうか、途中でやめた、そういうこともやっぱり踏まえておかないといかないのではないかなという、パフォーマンスにそういうことが懸念しております。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） お答えいたします。

先ほども申しましたけど、県のモデル事業ということで、今他の市町においても行われているところであります。本市においては今回の取組が初めてということであるわけなのですけど、効果検証を十分しながら、あるいは県が今年最終年度ということであるのですけど、必要に応じては要望などをしながら適切な対応をとってまいりたいと思います。

以上です。

委員（吉田 基君） 寝た子を起こすことになるね。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（吉田 基君） もういい。

委員長（今田佳男君） いいですか、はい。

ほかに。

道法委員。

委員（道法知江君） それでは、引き続き朝ごはんのことなのですが、中身的には民生産業委員会の方でいろいろ議論されると思いますが、そもそも補正で上がった、期間は残りは6カ月しかない、事業実施はいつから始まるのかということをもとに一点伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） スケジュールといたしましては、現在この補正予算の成立後、施設改修の工事というものがおおむね1カ月程度というふうにお聞きしておりますので、早ければ10月の下旬ぐらいからは実施が可能になるというふうに今聞いているところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） やはり、さっき吉田委員も言われていたように、果たして半年間の間で確かな学力や学力に必要な生活習慣を身につけることができるのかという、その効果と検証がどのように行われるのかなということをお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 確かにおっしゃられますとおり、期間というのが半年弱ということではございますけれども、この間他市の状況をお聞きする中では、やはりそういった生活の改善が見られたというような効果もお聞きしておりますので、本市におきましてもそういったものを視点に、この朝ごはんを活用している子ども、またその御両親等に対するアンケートなどの調査、また学校を通じた子どもたちの生活習慣というものを見定める中で、効果検証が行えたらというふうに今考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） この点については最後にさせていただきたいと思うのですが、要は食材は無償提供していただきますよ、そして調理室は調べますよ、だけでも大事なこ

とはそのボランティアの人たち、地域の人たちによって協力してもらいますよと、そういうことだと思います。

実際は子どもの居場所づくりとか、将来子どもだけに関わらず高齢者とか、とにかく人と接していこうというような場所になるというようなことも発展的にはされている地域もあります。だから、やってみないことにはわからないと思いますけども、全て地域のボランティアにお任せするという体制ではなく、やるからには先ほど課長答弁いただきましたように、効果と検証をしっかりとさせていただきたいと思いますし、それに伴って私たちが追跡をさせていただきたいなと思っております。ほかのところも引き続き……。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。今のはいいですか。

委員（道法知江君） 今のはこれで終わりです。

予算書の26から27の学校運営に要する経費の教育費になります。

部活動指導員の活用事業ということなのですが、任命される期間というのはいつごろまでなのかということと、あと何名、時間帯はどのような時間帯になるのか教えていただきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この補正の予算に限っては、部活動指導員というのは1年ということなので、当面は3月末までということになるかと思えます。

この人数につきましては、新たに部活指導員を追加するというのではなくて、現在いらっしゃる部活指導員の活動範囲が広がることによって、現在の指導員の単価を引き上げるということで、新たに増員というようなことではないということで御理解をいただければと思います。

時間につきましては、部活指導員の活動範囲を広げるということで、当面今までやってなかった遠征に対する引率でありますとか、また平日の時間を例えば1時間ほど余分に見ていただくとかというような形で、これからどれぐらいの時間が広がるかということになりますのはこれからのことですので、そこは現場で臨機応変に対応いただくというふうに今お聞きしているところでございます。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） 最後、全部いいですか。

委員長（今田佳男君） もういいですか。ほか、あったら。

委員（道法知江君） 4番目の債務負担行為について。

委員長（今田佳男君） よろしいです。

道法委員。

委員（道法知江君） これで終わりです。

債務負担行為はプロポーザルで指定管理ということなのですが、1つの事業が単年度で終了しないで次まで続きますということで、負担と支出が伴っていくということなのですが、あらかじめ令和6年度までという捉え方が、指定管理としては当然と言えば当然なのかもしれませんが、公務のアウトソーシングとしての考え方として、果たして財政力が今厳しい中、こういう指定管理の債務負担行為の考え方というのはどうなのかなということをお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この債務負担行為につきましては、確かにおっしゃられるとおり5年間ということで、これは指定管理の契約期間が5年ということで、やはり予算の裏づけを、契約行為を5年間継続しようと思えば予算の裏づけが必要ということで、これは地方自治法上の観点から、この5年間の債務負担行為を結ばなければならないということで今回させていただいております。しかしながら、この債務負担行為というのはあくまで限度額を定めているものでございますので、当然この契約行為が5年間というものが前提となっておりますけれども、当然そこは途中で契約内容の変更ということもあった場合は、当然この限度額の範囲内でそこは変更も可能であろうかというふうには考えております。基本といたしましては、一応5年間の基本協定を結んだ上での実施ということになるので、この限度額どおりで実施はされるということが原則とはなりますけれども、あくまで限度枠の設定ということで御理解をいただければというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 当然結果としては、民間の活力とかそういうものを取り入れながら住民サービスの向上にということをおくまでも指定管理になる以上はそうならないといけないうふうにおもうのですが、となるとやはり公共施設のあり方も見直していかないといけないうことに含まれる考えなのかどうか、お答えできる範囲で結構なのですが。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 公共施設のあり方ということで、そういったものも含めた中で

変更というものも当然あるかと思えます。あくまでこれは、5年間継続するというのは原則ということではございますけれども、当然施設のあり方というものを検討する中で、そこは当然考えていくべきものでございますので、必ずしもこれは100%担保をしているものではないと、原則としてはやはり5年間というのが原則論としてありますけれども、100%それが担保されるものではないというふうには理解をいたしているところでございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで説明員入れ替えを行います。

総務企画部は退出いただいて結構です。

では次に、議案第49号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

公営企業部水道課の案件ですが、議案第49号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてです。

議案書につきましては21ページ、それから議案参考資料につきましては23ページとなっております。

それでは、議案参考資料により御説明の方させていただきますと思います。

本条例改正は、水道法の一部が改正されまして、指定給水装置工事事業者制度について、5年ごとの更新制が導入されることに伴いまして更新手数料を新設するとともに、県内の他市町の状況を勘案いたしまして、新規指定時の手数料を一本化するものでございます。

指定給水装置工事事業者制度とは、各水道事業者が給水装置の工事、いわゆる蛇口でありますとかトイレなどの給水用具、それから給水管を工事するというところでございます。そちらを施工する者を指定できまして、条例において給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨規定しているものでございます。

改正の内容につきましては、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定めら

れまして、5年ごとの更新制が導入されることに伴い、更新に係る事務の対価といたしまして更新手数料を新設するものでございます。また、新規指定時手数料につきまして、これまで指定給水装置工事事業者審査手数料及び登録手数料としておりましたが、県内の他市町の状況を勘案いたしまして、指定手数料に一本化するものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、ちょっと1点お尋ねしたいのは、参考資料の25ページに説明がありまして、要するに手数料の変更ということもあります。

ここで聞きたいのは、手数料で、43条のところで5の審査手数料、1件につき2,500円が、改定後は同じ5のところ、名前が今度は指定という、審査から指定に変わるのですけれども、変わってそのかわり1万円ということでもあります。それで、ちょっと今の説明を聞くと、例えば審査の分と今度は指定という分で、相当事務がそんなに変わらないのではないのかなと僕は受けとめているのですけれども、それに比べて手数料が4倍かな、相当になるというのは事業者から見れば大きな負担となると、他市の例等云々と言われたけども、竹原市の業者から見たら相当負担になるということで、事業内容が、こっちの審査する事務が、極端に言ったら、単純に言えば4倍ぐらい増えたからそれだけ4倍ぐらいして手数料も増やしたのだよということなのかどうか、その内容の変更の大きな変更があるところがあれば教えてもらいたいのと、これに伴って収益は、5項に手数料の5の改定前と改定後の手数料、その収入についてお聞きしたいというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） まず、この制度ですけれども、先ほど議員さんおっしゃられましたもともと改正前が審査手数料2,500円、それから登録手数料が1万円ということで、合わせて登録する場合は1万2,500円かかっていたというところでございます。これが、今回の条例改正に伴いまして、他市町の状況を勘案いたしまして、ここをまず一本化させていただいて、もともと1万2,500円かかっていた登録手数料が、今回名称も指定手数料という形で変わりましたけども、1万円に変わったというところでございます。

それとは別に、今の水道法の改正に伴いまして、5年の期限で更新をしていくという新

しく制度が導入されましたので、それに伴って新たにこの更新手数料を1万円というものができた状況でございます。

今の改正前の審査手数料、それから登録手数料で1万2,500円かかっておりましたけども、今回の改正で今の指定手数料1万円になるというところで、まず影響額としては年間新たに登録する業者が大体4件ぐらいというところで、歳入部分でいけば約1万円ぐらいがちょっと収入減になったかなというところでございます。

あと、更新等につきましては、今現在竹原市の市内で指定工事業者として登録されている業者が市内31件、それから市外137件、合わせて168件ございます。それぞれ登録した時期が違いますので、それに合わせて年度年度で何十件かずつ登録していくというところで、例えば2019年度でいきますと約40件ということで、40万円の更新手数料が歳入としてうちの会計の方に入ってくるという状況でございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今説明で、以前は審査と登録で1回新しい人がやる場合は1万2,500円かかったのが、今度は指定手数料で1万円で済むということと、それとあと下に更新が、5年ごとの更新でしょうけども、それは以前はなかったのがある程度5年ごとに更新しなくてはいけないよということで1万円増えるというか、だからそれは今までなかったのが5年ごとにやるというような理解していいのですね。

水道課長（松岡俊宏君） はい。

委員（松本 進君） わかりました。よろしいです。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 水道事業者の件なのですが、これ聞いてもいいのでしょ、一応ね。

委員長（今田佳男君） ええどうぞ、関連。

委員（吉田 基君） これ値下げですか、1万円ではなくて、業者のことで今31件、市外が、あれは市外からこっちへ登録すればすぐ竹原市の仕事もできるようにたしか変えたのかね。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 登録制度が平成8年にできまして、それからその時は水道法の改正で平成8年に今の指定給水装置工事事業者制度が導入されて、それに伴って今の

市外とかそういったところも入りやすくなったというところはございます。ただ、その時は今のその指定についてのみの定めで、登録することだけはできるのですが今その有効期限といえますか、更新のための5年間とかそういう期限がなくて……。

委員（吉田 基君） 端的に聞くと、市外の業者が、竹原市の水道事業の仕事の入札があるでしょう、仕事を発注して、市外の業者でもできるのですかということがちょっと。

委員長（今田佳男君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それは指定給水工事事業者というか、今管の布設とかそういう大きな工事の方のことをおっしゃってるのですか。今こちらの方は……。

委員（吉田 基君） 小さいのもあるが。

水道課長（松岡俊宏君） あります、あります。

委員（吉田 基君） 土木と一緒にって大きなやつ、1,000万円とか2,000万円とか、小さな配管するだけの工事とかいろいろ仕事を出してるでしょう。

水道課長（松岡俊宏君） 今のこの給水装置工事事業者というのは、いわゆる小規模というか、家を建てた場合の今の本管から給水管といまして家に引っ張ったりとか、中の配管とかを工事する場合の指定の業者です。

委員（吉田 基君） 配管の話。

水道課長（松岡俊宏君） そうです。そこは民営ですけども、ただ水道の施設にそういった給水管とかをつなぐので、そこは竹原市の水道の方に登録してくださいねというのがこの給水装置事業者です。議員さんが今おっしゃっておられるのは、今もっと大きな、例えば管の布設替えとかそういったところの工事だというふうに認識しているのですが、そこは当然今現在も市内業者を有効的に、今一般競争入札ということで新しく財政課の方に依頼して入札もしてるのですが、そこは当然財政課の方に登録していただいたそういう業者を対象として入札の方行っております。

委員長（今田佳男君） 吉田委員。

委員（吉田 基君） 要するに、市外の業者が竹原市の水道の事業の入札に参加できるのですかということが知りたいのよね。

水道課長（松岡俊宏君） できます。

それは工事の条件によりますけども、私が今言いましたようにまずは地元です。その要件に沿うような業者がいなければその枠をだんだんと広げていくということで、当然市外とか県外というところも想定はできます。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

委員（吉田 基君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで説明員入れ替えを行います。

公営企業部は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

再開します。

議案第46号竹原市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 失礼します。

議案第46号竹原市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出をするものです。

議案書でいうと15ページ、資料でいうとこちらも15ページからになります。

令和元年10月1日に、子ども・子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、竹原市立幼稚園の保育料を無償とするために条例を改正するものでございます。現在入園料が1人1,300円、保育料が月額6,100円を徴収をしておりましたが、これを両方とも無料ということになります。よろしくお願ひします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 先ほど説明があったように、無償化に伴って、先ほど入園料、保育料それぞれが無償になりますよというような説明がありました。

それで、ここで聞きたいのは、資料の市の教育要覧を見ますと、2019年度5月1日で竹西とかこども園における幼稚園相当の人数のところがありますけれども、それで合わせれば、2019年度5月1日現在なのですけども、竹西とこども園の幼稚園分、1号といいますか、そこを合わせれば126人ということになります。それで、聞きたいのは、無償化に伴って、これまでさっき言った入園料とか保育料を徴収していたのが無償化でなくなるわけですから、その財源が要るようになるわけであって、その影響額がどの

くらいになるのかということと、それと端的に言えば、無償化になったところは国から全部補填されて竹原市の負担は前と変わらないというのか、負担が増えるのかどうかを含めて財源構成を聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 今言われたとおりで、国の方から全て補填をされますので、竹原市の方の負担は一切ございません。

委員（松本 進君） 影響は。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 影響はございません。

委員（松本 進君） 金額，金額。

委員長（今田佳男君） 出ているか。そういう考え方……。

松本委員。

委員（松本 進君） 負担は確かに影響ないということ、国から補助がね、全部無償化ということでしょうからあるのですが、さっき言ったような影響額を参考に聞いたかったのは、入園料が1,300円、保育料が6,100円要りますよと、それで対象人数も先ほどこれ私が正しいのかどうかわかりませんが、教育要覧を見れば竹西で43人あって、こども園における1号の分が83人、合わせて126人になりますよということですから、保育料、入園料、現在かかっている分が幾らなのか、それが無償化になるということですから、それをちょっと聞いたかったのです。わかりますか。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） 113万6,000円、影響額が113万6,000円ということになります。令和元年度です。今後ですね。

委員長（今田佳男君） 半年というか。

委員（松本 進君） 後で、もしあったら後で報告してください。

委員長（今田佳男君） ちょっと待って、次長大丈夫ですか。

教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 令和元年度は、既に10月以降無償化を見込んで予算の歳入を組んでますので、今課長が申しました部分は令和元年度の半期の収入額、それが影響額ということでお答えさせていただいております。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。松本さん、いいです。今のでもう全部よろしいですか。

委員（松本 進君） これが半期分ですか。いいです。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

道法委員。

委員（道法知江君） これ、念願の義務教育開始以来の改革ということで、70年来の改革で子育て支援ということで、これは2人目、3人目を産んで頑張ろうという子育て世代の人たちにとっての支援ではないかな、力強い少子化対策になるというふうに思っております。

10月からスタートということなのですが、確認なのですが、全ての3歳から5歳、就学前3年間において原則全世帯というふうに捉えることと、住民税非課税の世帯のゼロ歳から2歳児の利用が無料になるということによろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） そのとおりです。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 幼稚園のうち、この子ども・子育て支援新制度の対象外の施設というのは竹原市にあるのかなのか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今現在、私立、公立含めて幼稚園は手前どもの西幼稚園だけ、後は全部こども園ということになっておりますので、西幼稚園以外はないというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 保育料としては各幼稚園が決めていると思うのですが、幾らまでの上限ということで費用の補助というのがあるのかどうか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） これにつきましては、公立と私立の部分で違っておりました、私立の方は、現在の保育所と同じく、たしか記憶で申しわけございませんが、平成27年度から既に新しい保育料を導入されているというふうに認識しております。

その際、公立の幼稚園につきましては、国の基準に合わせるようなことをしませんでしたので、今予算参考資料の新旧対照表にありますように1人月額6,100円と、我々の公立幼稚園については定額制をまだこのまま継続しておりますので、今回無償化に伴いましてこの定額の部分を削除するということになりまして、本来であれば今委員がおっしゃ

るように所得に応じた段階的な保育料には変わっておりますが、竹原市の公立幼稚園はそれを適用していなかったということで御理解いただければ。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後なのですけども、これ、障害児の発達支援というものはこの中に何か含まれているのでしょうか。

入園料と保育料に関わる障害児の発達支援が何か含まれているのかどうか。

委員長（今田佳男君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（吉本康隆君） これは含まれておりません。

委員（道法知江君） はい、わかりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでありますので、次に参ります。

議案第47号竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） 議案第47号竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

議案17ページ、及び議案参考資料の19ページをごらんください。

認定こども園の新設に伴い統合される竹原市立竹原西幼稚園を廃園にするとともに、あわせて現在休園中であります竹原市立竹原東幼稚園及び竹原市立大乘幼稚園を廃園とするため必要な規定の整備を行うものです。

竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案に関連して、竹原市公立学校使用条例の一部の改正を行い、議案参考資料20ページにありますように、4月以降竹原市立幼稚園は廃園となることから幼稚園という文言を削除するものです。

施行日は、令和2年4月1日となっております。

以上です。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

松本委員。

委員（松本 進君） この件でお尋ねしたいのは、一括質疑では44号についてお尋ねし

ました。それと同じ質問になろうかと思うのですが、この47号の廃園等に伴って、施設の維持管理とか人の配置によって、人件費とかそういった削減効果と申しますか、そこはまずどのようにつかんでおられるのかどうか1点と、あと一問一答ですかね。

委員長（今田佳男君） 関連して申しますか。

委員（松本 進君） 関連というのはコスト削減と、後は廃園に伴うのですけれども公共施設の役割のことも44号ではお尋ねしました。

それで、地域住民の要望とか市としての積極的な提案が必要ではないのかなということについて、その経過をお尋ねしたいということです。

委員長（今田佳男君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（堀川ちはる君） まず、維持管理に関する削減の効果ということと、公共的な建物の役割、2点御質問をいただいたかと思えます。

維持管理につきましては、廃園ということにはさせていただくのですが、それをもって建物を管理しなくてよくなるということではなくて、教育委員会、教育施設としての役割は終えたということで、今後は公共施設として資産活用担当とも一緒に連携しながらこの維持管理については考えていきたいと思っております。

あと、公共的役割につきましては、建物自体は昭和42年建築で老朽化が激しく、耐震性等がないので活用自体はなかなか難しいのかなとは考えております。しかしながら、跡地、地域振興も踏まえて、今後地域の意向も含めて様々な観点から検討を行い、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 維持管理費の方は今御答弁があったとおりで余り変わらないと、もう一つはわかればいいのですけれども、こういう廃園して今度1つのところへ統合と申しますか、こども園になりますよね。ですから、職員の配置は大分変わってくるのではないかなと思うので、例えばこういう休園とかは実害はないのですけれども、そういったそこら人件費の関係が何か変更があれば、削減効果と申しますか、そこらを聞いておきたいし、もう一つは地域振興の関係の分ですけれども、確かに施設そのものは老朽化して使えないということが実質あるでしょうけれども、私が、確かにずっと休園とかというのがありますけれども、こういった地域の分では目的のそういう公共施設の役割はもちろん大切なのですけれども、それに伴って地域のにぎわいと申しますか、いろんなこれまでも行事があっ

たり取り組まれてきて、それ自体が今度はなくなるということになれば、そこらの地域のにぎわいがなくなってくるということが心配されるわけですから、これまでもこういったことはありますけれども、この施設がもし別のものになるとか、地域のにぎわいが、やっぱりする必要があるのではないかなということ、市としては、今聞いたら具体的な提案がないというふうに受けとめていいのかどうか、本来必要ではないかなと思いますけれども、その点についてお聞きしたい。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、このたび竹原西保育所、中通保育所、竹原西幼稚園の集約に伴った体制のお話でございますが、これについては人事の担当部局とも調整をしております、当然のことながら職員の再配置をさせていただくようになります。その中で、今現在どうだということではなくて、あくまでも一般論としてお聞きいただきたいのですが、正規の職員が1つの施設に集約される、それから残り竹原保育所と吉名保育所、これもこども園に変わりますけれども、その3園と東野保育所、この4園で今ある幼稚園教諭、保育士の再配置をいたします。その中で、過剰であれば採用を抑制する、過小であれば採用するといったようなことになっていこうと思いますし、仮に過剰であれば今現在臨時職員を雇っておりますので、その辺のところで調整をしていくのではないかとというのがあくまでも今後の体制の見込みでございます。そのように御理解をいただければと思います。

それから、地域振興に関することについては、町内でまず公共施設、これが幼稚園であったということなので、それがもうなくなるということで、幼稚園ではなくなるということ、これをまず地域の方に理解をしていただく、それで我々市の中では公共施設として、市として公共で転用するかどうか、こういう調整をしまして、今のところ教育委員会が所管する幼稚園については西幼稚園を除いては転用の予定はございません。したがって、後は地域の要望としてその跡地を何かしら活用したいという要望があれば、それは先ほど課長が答弁しましたように適切にそういった意見も聞きながら対応してまいりますということでございます。

以上です。

委員（松本 進君） よろしいです。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退出願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申し出がある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いします。

吉田委員。

委員（吉田 基君） 先ほどの給食の、朝の、あのことを委員会としてやはり一言追伸でしとくべきではないかなという気はいたしますが。

委員長（今田佳男君） ほかの委員の方の御意見を伺って。

委員（吉田 基君） それは、当然です。

委員長（今田佳男君） さっき言われた、今後どういうふうに広げていくかとかいろんなことも込めて……。ちょっと待ってください。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 答弁がわかりづらかったのか僕が理解できなかったのかわからないですけども、吉田委員の質疑に対しては、条件がそろえばほかの学校もやるというふうに聞こえたのですけども、そういう答弁でよかったのですか。

委員長（今田佳男君） 一応検証してという言い方をしてるので。

委員（大川弘雄君） もう一回確認しますか。

委員（吉田 基君） ごめんね、ちょっと休憩を入れてもらって。整理して俺の受けとめは……。

委員長（今田佳男君） ちょっと切ります。休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

委員長（今田佳男君） 再開します。

今の議論をいただいてもう一度呼んで聞くと、財政課長が答弁しましたので財政課に絡んで財政課長と総務企画部長と副市長を呼んで、もう一度確認するという事でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それと、今1個出たのですが、ほかの議案についてまだ何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 一旦休憩して、35分から再開します。

午前11時25分 休憩

午前11時43分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの委員間討議の結果、改めて質疑の必要が生じたので質疑を再開いたします。

委員からの質疑を行います。

吉田委員。

委員（吉田 基君） どうも済みません。お手をとらせて恐縮に思っております。

先ほど総務文教委員会としてこれから採決を多分とるというふうに私は思っておりまして、委員長の方から、御意見がありましたら各委員にそれぞれの気がついたことについて質問をいただきたいというそういう経緯の中で、私といたしまして、委員長に対して、委員長報告の中に追記として、この朝食の児童に対する県の方との連携の中で、まだまだ曖昧模糊な点が多々あることは重々承知しております。しかし、さりとていろいろな問題を、この補正の中にある朝の給食の問題、尾ひれがついて拡大していく可能性というのは非常にあるのではないかという懸念があるので、そこらあたりを問題点があるよという、しっかり委員会として、理事者に対して委員長報告の中に言うべきであるというのが私のスタンスというか、そういったことをお話しさせていただきました。いやいや、ほかの委員からいやそうではないよと、踏まえてよかったらやっていきますよというふうに受けとめた方もおられるやに、そういうことがありました。だから、私は別に個人的にそのことにこだわってはおりません。言うことを言ってくれば、また委員会としてそういう追伸

を付記しないということであれば、それはそれで委員会の決定ですからやむを得ないし、それはそれとして意見の受けとめの方がちょっと温度差というか解釈違いというか、そのことをもう一度確認をしていこうということになったのです。

私は、もう委員長一任だから委員長の方でそれは整理してもらえばいいということは話したのですが、そういうわけにもいかないという委員会としての整理というか、そこらあたりについて端的に、大体私も状況はわかって、先ほどの質疑応答でやむを得ん仕儀になったのだろうなという、それは一定には理解するけど、パフォーマンスで終わる可能性が高い案件であるというふうに思っております。だから、やるのかやらないのか、そこらは理事者側もきちとした物事の積み上げをしてやっていただきたいということをお願いをさせていただいたということにしておきます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） この朝ごはん推進モデル事業につきましては、まずこの補正予算の中身といたしましては、あくまでも県のモデル事業といたしまして竹原西小学校において今年度実施するというので、このモデル事業自体につきましては今年度で終了ということになります。

しかしながら、このモデル事業の中でしっかり効果検証する中で、この朝ごはん推進事業というものの趣旨、目的があくまでもしっかり家庭で朝御飯を喫食していただいて、今の喫食率の向上を目指すことによって、生活習慣の改善と確かな学力の向上というものを目指すものでありますことから、そういった観点からしっかりと効果検証する中で、他地域でそれも実施するべきかどうかというものもこれから検討していくこととなろうかと思えます。

竹原西小学校については、そういった意味も込めまして学校からの要望もあったということと、地域のボランティアの協力が得られるということで竹原西小学校で実施する運びとなりましたが、今後におきましても、そういった地域の環境も考慮しながら他地域での実施というものも検討していくこととなろうかと思えます。

そういった意味で、モデル事業といたしましては今年度で終了ではございますけれども、この食材の提供というものは、県との協定を結んでおります事業者から今後も、来年度以降も要望があれば提供いただけることとなっておりますので、そういったことも含めて今後の展開については検討していくべきものというふうに考えておりますので、御理解

をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今検討という言葉が出たのですけども、もう少し端的に聞いていいですか。

このモデル事業を行って効果が検証されました。いい方向が出たとしますよね。今他の市町ではいい報告が出ているということを知っています。例えば、忠海の小学校で是非これをやりたいと、ボランティアの方もおられます、そういう条件とか環境が整った場合には、これをよその小学校でも、中学校も入れておこうか、小中学校でやっていただける可能性はあるということでもいいのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） はい、そちらの事業自体につきましては当然原課の方で検討されるものというふうに理解をいたしておりますが、当然その可能性がゼロということではないのかなというふうに、ただそれは、実施されるかされないかということは現時点では私の方から申し上げられませんけれども、可能性がないかと言われればあるのではないかというふうには考えております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） もう一回確認します。

可能性があるかないかではなくて、効果が出て、条件とか環境を整えればやることはできそうですよね。今の流れからいくとできますよね。

それも答えられないか。

委員長（今田佳男君） それは原課になるから。

委員（大川弘雄君） 仮定だから無理ですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長、ちょっと難しいですよ、今。

委員（大川弘雄君） もう一回言う。検証の効果が出て、条件とか環境を整えることができたなら、それは可能性としてはかなりの部分でできるのではないかと考えているのですが、それはどのように。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） 財政課長が申しあげましたとおり、今後今回の状況、事業によってどのような成果があらわれたのかというのを効果検証するのが第1点、後は地域がどうであるかということが、要はボランティアのなり手があるかどうか、あるいは学校として

どうなのかということも踏まえた上で実施を検討することとなると思いますので、今の段階でやるやらないというのは決められないのですが、一定の条件さえクリアすれば実施の可能性もあると考えております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） わかりました。

2回目ですが、希望としてはモデル事業をやるのではなくて、効果が上がる事業をやる方向だと思います。だから、間違いなく効果を上げないといけない。それは竹原全体に波及していかないといけないと思ってますので、一部の学校がよくなったからやめようというわけにはいかないと思います。そういう覚悟があつてということによろしいのですよね。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（田所一三君） 当然ながらやるという以上はそういったことも考えて実施するということですので、そこは慎重に効果を見きわめていきたいと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 質疑なしと認めます。

以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順にとり行ってまいります。

議案第46号竹原市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの議案に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退出願います。ありがとうございました。

午前11時56分 休憩

午前11時57分 再開

委員長（今田佳男君） では、再開いたします。

その他事項に移ります。

1 番目に次回の委員会の開催であります、今後の所管事務調査についてであります、まず次回の委員会の開催については10月中旬を予定しております。

内容につきましては、8月末の委員会において第2期地方版総合戦略の策定についての説明を受けたところですが、その骨子案が固まった時点で報告をさせてほしいということでありましたので、執行部と調整し、決定次第通知させていただきたいと思っておりますので御出席のほどよろしくお願いいたします。

次に、行政視察でございますが、行政視察について視察先への調整結果を含めて状況報告させていただきます。

まず、財政健全化関係の視察先として、メインとしておりました大阪府泉佐野市議会へ申し込みを行ったところ、当初予定しておりました10月15日から17日の対応が困難であるということでした。よって、議長公務との日程も考慮する中で、11月の6、7、8の3日間で再依頼したところ受入可能との回答をいただいたところであります。

つきましては、御相談であります、日程を当初より変更しまして、11月6日から8日までの期間で視察研修を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では、これで調整をさせていただきます。

ありがとうございました。それでは、11月6日から8日の日程で視察として固めさせていただきます。

次に、閉会中の継続審査の申し出についてであります、次回定例会までの間、当委員会への集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の方で継続審査、調査について御意見等ございませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） さっき委員長もおっしゃられましたけど、地方創生の骨子案、総合戦略の骨子案が出るということで、個別案件の中にもう地方創生と盛り込んでもいいのではないかと思います。

委員長（今田佳男君） 1番目の（1）ね。

委員（山元経穂君） はい。

委員長（今田佳男君） 地方創生、今度出る分についてという御意見ですがどうでしょうか。

松本委員，いいですか。

委員（松本 進君） 大丈夫です。

委員長（今田佳男君） では，これも入れさせていただくということで。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようでしたら，今の山元委員の意見を入れて，増やして議長に申し出ることにいたします。

今の地方創生についてということ個別案件に加えて議長に申し出るということに関して，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認めます。よって，そのように決定いたしました。

以上で本日予定していました協議事項は終了いたしました。

その他，委員の方から何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので，以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時00分 閉会